

○奈良県交通安全活動推進センター事務取扱要領の制定について

(平成10年3月31日例規第18号)

[沿革] 平成17年3月例規第8号、20年11月第45号、28年3月第11号、31年4月第23号、令和元年6月第28号改正

道路交通法の一部を改正する法律（法律第41号）の一部が施行されること、及び交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）が制定されたことに伴い、みだしの要領を別記のとおり制定し、平成10年4月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、奈良県道路使用適正化センター事務取扱要領の制定について（昭和62年3月例規第19号）は、廃止する。

別記

奈良県交通安全活動推進センターに関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）の規定に基づき、奈良県交通安全活動推進センター（以下「県センター」という。）の指定等を行う場合における事務の取扱手続について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 申請書の様式

規則第1条第1項の規定の申請書は、別記様式第1のとおりとする。

第3 指定の手続

- 1 法第108条の31第1項の規定により、法人を県センターに指定する場合は、別記様式第2の指定書を交付するものとする。
- 2 指定した場合における規則第2条の規定による公示は、別記様式第3により、奈良県公報に登載して行うものとする。

第4 申請書記載事項等の変更

- 1 規則第3条第1項に定める申請書記載事項の変更届出は、別記様式第4により行わせるものとする。
- 2 規則第3条第2項の規定による公示は、第3の2に定めるところに準じて行うものとする。
- 3 規則第3条第3項に定める添付書類の内容変更の届出は、別記様式第5により行

わせるものとする。

第5 改善措置命令

法第108条の31第3項の規定により、改善に必要な措置を採るべきことを命ずる場合は、別記様式第6により行うものとする。

第6 指定の取消しの手続

- 1 法第108条の31第4項の規定に基づき、県センターの指定を取り消すときは、別記様式第7により、あらかじめ取消しの理由を通知するものとする。
- 2 規則第9条の規定による公示は、第3の2に定めるところに準じて行うものとする。

第7 交通事故相談員等

- 1 規則第7条第3項の規定に基づき、県センターに対し同センターにおいて相談業務、調査業務又は指導業務に従事する者（以下「交通事故相談員等」という。）の氏名、住所及び生年月日を記載した名簿の提出を求めるものとする。
- 2 採用及び退職、解職等の理由により、交通事故相談員等に変動が生じた場合も同様とする。
- 3 規則第8条の規定による県センターに対する交通事故相談員等の解任の勧告は、別記様式第8により行うものとする。

第8 その他

- 1 第7の1及び2に定めるもののほか、県センターの事業の適正な運営を図るため、当該センターの運営について必要な事項を定めた要領、交通事故相談員等のサービスについて必要な事項を定めた準則その他必要な資料又は報告を求めるものとする。
- 2 第7の1に定める名簿及び1に定める資料又は報告の要求は、別記様式第9により行うものとする。

(別記様式省略)